

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第六十一号

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第二号中「第四条の四第一項、第二十九条の三の三第一項及び第三十条の二の三第一項に規定する」を「第三十五条の三の十第一項及び第三十五条の三の十一第一項から第三項までの規定による」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。